



ISSN 0385-0838

第 130 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野市境5-24-10

電話 0422 (54) 3111

郵便番号 180-8629

スタートで躓いた李明博政権

2008年3月の現地調査報告

野 副 伸 一

筆者は去る3月17日から24日までソウルに滞在した。この韓国訪問は毎年3月に行っており、「韓国の政治・外交・経済の定点・定時観測」と言えるものである。今回は10回目に当たる。今回は、2月25日に発足した李明博政権の内政、対北朝鮮政策、経済等の現状がどうなっているのか、さらにどういう方向に進んでいるのかを見ようというものであった。毎回感ずることではあるが、現地調査の醍醐味は、予期せぬことにはしばしば遭遇し、知的好奇心を刺激されることである。今回もそういう見聞が多々あり、滞在はあっという間に終ってしまった。

1、急激なウォン切り下げのインパクト

最初の驚きは、到着した金浦空港で起こった。当座の必要として、空港内の銀行で2万円をウォンに換えたが、為替レートが1000円と何と1025ウォンとなっていた。一年前同じ場所で換えた時には825ウォンであったから、この間にウォンが円に対し200ウォンも安くなったことになる。米ドルがこの日日本円に対し急落し、一時1ドル＝95円台を記録した。その米ドルに対しウォンは31・9ウォン下落（下落率は3・2%）もし、1029・2

目 次

スタートで躓いた李明博政権	
2008年3月の現地調査報告	
野副伸一	(1)
マレーシア法の行方	
独立五〇周年を契機として	
木原 浩之	(4)
最近の中印関係と中印国境問題	
水野 光朗	(6)
「国際中堅企業」の登場 ⁽¹⁷⁾	
西澤 正樹	(8)
マレーシア金融経済のイスラム化	
三木 敏夫	(10)
「アジアの窓」	
中国・貧困化する失地農民 ⁽⁴⁾	
小林 照直	(12)

ウォンになった。その結果、円に対する大幅なウォン安が実現したのである。
ウォン安は日本人旅行者にとって大変有難いことであるが、韓国にとっても輸出の促進、それによる企業業績の好転等で歓迎されるものである。しかし最近のように原油や原材料価格が高騰し、海外からの借り入れが増大している時期でのウォン安はマイナスも大きい。ウォン安は輸入価格の更なる高騰をもたらし、対外債務の返済負担を加重させるからである。政府が20日に生活必需品50品目の集中管理方針を急遽発表したのも、効果の程は兎も角として、庶民生活への配慮を示すためでもあった。
今回の大幅なウォン安で注目すべきことは、それが経済活性化を表看板にし、成長路線に進進しようと考えていた李明博政権の出鼻を挫い

たことである。筆者がソウル滞在中、金利を巡る企画財政部と韓国銀行の対立が報じられていた。「747ビジョン」で毎年7%成長を公約していた李政権は、今年の成長率目標値を当初6%に設定していたが、サブプライムローンの焦げ付きによる米国経済の失速、原油価格の高騰等のため目標値をさらに5%台下方修正していた。しかしその5%すら達成が困難な状況になっていた。そのため企画財政部は金利引き下げによるウオン安と投資の活性化で5%成長の達成を確かなものにしたと考えていたのである。韓銀は当然物価安定の観点から金利引き下げには強い抵抗をしていた。

この勝負は結局企画財政部の勝利に終わった。21日の『朝鮮日報』経済版のトップ記事の見出しは「成長が勝った」というもので、企画財政部の勝利を報じていた。「物価抑制目標に多少の逸脱はあっても、成長ドライブをかける側に経済政策の力点を置く」という政府側の主張が貫徹されたのである。

しかし驚いたことに、状況はわずか数日で変わってしまった。李明博大統領は23日、日本経済新聞、毎日経済新聞(韓国)、経済日報(中国)、フィナンシャル・タイムズ(英国)との共同インタビューで、「経済政策の力点を成長よりも物価安定に置く」と主張したのである。李大統領は「米国で始まった危機状況で当面庶民生活に被害が迫って来ており、物価安定が7%成長や雇用創出より重要な状況にある」と語っている。経済政策の力点が急旋回したのである。

これは大きな変化と言わざるを得ない。二つの理由が指摘できよう。第一は、李明博大統領の世界経済に対する危機感の高潮である。李大統領は16日の長・次官ワークショップで「現在起こっている危機は多分石油ショック以後最大のものよである」と発言する等、演説で「危機という単語を16回も使用した」(『朝鮮日報』)のである。さらに17日、18日にも同様な世界経済危機論が重ねて展開された。

第二は、経常収支の急速な悪化である。韓国の経常収支は昨年通年で59.5億ドルの黒字であったが、2004年の281.7億ドルの黒字をピークに黒字を急速に減らしてきている。特に注目されるのは昨年12月(マイナス8.1億ドル)以来、1月(マイナス27.5億ドル)、2月(マイナス23.5億ドル)と赤字が続いていることである。経常収支は一国の経済の国際競争力や健全性のバロメーターである。それ故、経常収支赤字の継続は要注意と言わざるを得ない。

韓国経済は引き締め政策に転換せざるを得ない状況にきていたのである。

2、混乱するハンナラ党

政治のほうはどうであろうか。昨年12月の大統領選挙で圧勝した李明博大統領は、その余勢を駆って来る4月9日の総選挙でも楽勝するものと思われていた。しかし三カ月経ったソウルでは雰囲気は全く変わっていた。新政権スタート時の熱気は去り、失望と幻滅が支配していた。党公認問題を巡るハンナラ党内の対立と分

裂は、党を危機に陥れていたのである。与党圏はハンナラ党、自由先進党、親朴連帯の三つに分裂し、ハンナラ党の単独過半数獲得を危ぶむ声すら出ている状況であった。

混乱の発端は現職議員38.5%の「ムルカリ(舊の水の取替え)公認脱落」である。多選や高齢、さらに過去に選挙違反等の前科のある議員の公認は認められず、新人が大量に公認されたのである。楽勝が予想されたため、この際党のイメージを刷新しようと古参幹部等を降ろし、新人に替えようとしたのである。公認を外された議員の中には朴槿恵派議員が多く、公認作業が朴槿恵派の弱体化や李明博党づくりを狙ったものと、朴派議員は強く反発している。彼らは脱党して親朴連帯を結成したり、無所属で出馬する動きを見せている。

公認された候補者の派閥別人数を見ると、親李明博派が157人(64.1%)、親朴槿恵派が44人(18.0%)、その他が44人(18.0%)と、李明博派が圧倒的に多く、朴槿恵派の反発を裏付けている。

この公認問題を巡るハンナラ党の混乱には、実はもつと大きな政治的意味があるという見方をソウルで聞いたので紹介しておきたい。それは「左派による巻き返しである」という。今回の「ムルカリ」では保守性向の強い朴槿恵派の議員が大量に排除され、その後釜に左派の新人が大挙据えられている。ハンナラ党の公認に強い影響力を持つ人物は党倫理委員長であるが、現在そのポストには、朴正熙政権末期の労働運動に影響力を持った都市産業宣教会出身の

牧師が就任しているという。その結果、5年後の大統領選挙では左派にまた政権が移ることになるだろう、というのである(この点については金成昱「一層の左傾化が憂慮される第18代国会」、『現代コリア』電子版、08年3月28日参照)。興味深い指摘と言わざるをえない。

なお、今回の総選挙では、与野党の大部による直接対決が実現し、大きな関心を呼んでいる。その代表例がソウル銅雀乙区での鄭東泳対鄭夢準の対決である。鄭東泳候補は昨年の大統領選挙に与党候補として出馬した。それに対し現代グループの御曹子である鄭夢準候補は現在ハンナラ党最高委員で、次期大統領選挙の有力候補と見られている。それだけに負けた候補者のダメージは大きく、政治生命を失うものと思われる。

もう一つ紹介しておこう。政治一番地と呼ばれるソウル鍾路区での孫鶴圭対朴振の対決である。孫鶴圭候補はハンナラ党を脱党し、現在統合民主党党首である。それに対し地元の朴振候補はハンナラ党の有力若手議員で、将来の大統領候補でもある。朴候補は兎も角、孫候補が負けた場合のダメージは大きいものと見られている。「外様大名」とも言える孫候補の処遇の厳しさが感じられる。

3、李明博政権の対北政策

李明博大統領の対北朝鮮政策については、金大中、盧武鉉政権時代の「ポチュギ(一方的供与)」政策とは違つ、もっと実利的で、相互主義的な政策が打ち出されてくるのではないか、

というのが一般的な見方であろう。しかし我々が会った四人の専門家はニュアンスの差はあつたが、李政権の対北政策は金大中、盧武鉉時代と基本的には変わらないと主張していた。

ある国策研究所の研究員は金・盧政権は「反米従北」であるのに対し、李政権は「親米親北」で、対米・対日政策で違いがある、という。さらに「親北」と言つても過去のようない「ポチュギ」ではなく、非核、開放、国軍捕虜等の返還を要求する違いがある。但し、北朝鮮が非核や開放に応じない場合どうするかについて、未だ政策は決まっていない。非核・開放は北朝鮮にとつて難しいので、李政権は結局は対北朝鮮政策を有耶無耶にしながら、現状を維持し対決を避けることになるう、と主張する。

あるジャーナリストは、李明博政権の対北政策は盧武鉉政権とちよつと変わっているが、本質的には変わっていない。「非核・開放・3000構想」は理念ではなく、単なるスローガンで、李政権には対北問題を積極的に打開しようという考えはない。実用主義には理念はない、と厳しい。

また別のジャーナリストは、金正日政権にとつて核「体制であるから、北朝鮮が核を放棄する筈はない。李明博大統領は核をなくすという前提の非現実性に気付いていない、と批判する。それ故李政権の「非核・開放・3000構想」は絶対に成功しない。李政権は金大中・盧武鉉政権の対北政策をきこちなく踏襲するに過ぎない、と主張する。

ある脱北者出身の専門家は李明博政権の対北

政策はまだ出ていない。総選挙後の今年下半期に輪郭が出てこよう。李大統領は経済界出身なので利益があれば動くが、哲学がある訳ではない。「非核・開放・3000構想」には手続きがない、と批判していた。

以上、李明博政権の対北政策への批判を列挙したが、李政権と前二政権とのちがいは、北朝鮮の現状についてより自由に議論できる雰囲気を作成している点であろう。それ故、今後生起し得る「北朝鮮急変事態」についての論議は活発化していくものと思われる。

以上が、今回のソウル現地調査での報告した三つのポイントである。李明博政権は発足して1ヶ月足らずで、既に内政、対北外交、経済等で大きな困難に直面しているというのが筆者の結論でもある。李明博大統領は前述の16日の長・次官ワークシヨップで、「新政権が誕生して20日になるが、自分が考えても6ヶ月位経つたような気分だ」とぼやいた。自分が考えたようには物事が進まないことに対する苛立ちを吐露したものであるが、このぼやきに今の韓国の状況が象徴されているようだ。

筆者は帰国後、北朝鮮研究者の集まりで今回のソウル現地調査の報告をした。その折ある韓国人から、李明博大統領は実用主義者だから損なことはしない、しかし北朝鮮問題で大きな期待をかけるのは無理であろう。むしろ問題は左右どちらの陣営が李大統領を使いこなすかにポイントがある、と指摘された。興味深い指摘であつたので紹介して本稿を閉じたい。

(のぞえしんいち・アジア研究所所長)

マレーシア法の行方

独立五〇周年を契機として

木原 浩之

一、はじめに

マレーシアがイギリスの植民地支配を経て独立したのが一九五七年、昨年二〇〇七年はマレーシア独立五〇周年にあたる。私が研究調査のためにマレーシアに到着した昨年八月三〇日は建国記念日の前日にあたり、空港でも市内でも、無論テレビでも、「独立(MERDEKA)！」を祝うムード一色で包まれていた。しかし、司法の世界では、その十日ほど前に、Anmad Faruz 首席裁判官(わが国の「最高裁判所長官」に該当する)の発言が話題となっていた。八月二二日付の現地の新聞によれば、彼は、「今や我々には法的諸問題を解決するのに知見を有する多くの法律専門家がいるために、イギリスのコモン・ローに頼る必要はない」、「マレーシアは、国家独立から五〇年を経たにもかかわらず、民事法(Civil Law Act)の第三条および第五条が強制されることから、未だに植民地主義の支配から逃れられていない。」と述べている(The STAR, August 22, 2007)。

二、マレーシア法とイギリス法との関係

ここで、首席裁判官の発言の趣旨を理解す

る意味でも、マレーシア法とイギリス法との関係に触れておく必要がある。マレーシアは、百年以上に及ぶイギリスの植民地支配を受けたこともあって、伝統的にイギリス法の影響が強い。特に、ここで指摘しておきたいことは、今なお旧宗主国イギリスの法律(制定法、判例法)が、一定の範囲で、マレーシアにおいて法的拘束力を有しているという点である。

同裁判官の発言にあった「民事法」は、その起源を一八〇七年にイギリス国王ジョージ三世が東インド会社に宛てた「裁判権に関する第一特許状」にまで遡ることができるが、現在も幾度かの改正を経て(最後の改正は一九七二年である)、マレーシアに適用可能なイギリス法の範囲について明文規定を定めている。第三条は「イギリス法の一般的な適用」について、第五条は「商事上の問題におけるイギリス法の適用」について定めており、イギリスの判例法(コモン・ローおよびエクイティ)が、所定の地域では、これらに加えてイギリスの制定法がマレーシアに適用される。

三、イギリス法の適用に対する制限

もっとも、同法によってイギリス法が無制限

に適用されるわけではない。同法第三条と第五条には、イギリス法の適用除外規定も設けられている。

第一に、マレーシアに適用可能なイギリス法の範囲には「期限」が課せられている。州ごとにその期限は微妙に異なるが、西マレーシアでは一九五六年までのイギリス法のみが適用され、同年以降のイギリスの判例法・制定法は原則としてはマレーシアにおいて法的拘束力を有しない。

第二に、マレーシアに成文化された法(制定法)が施行されている場合には、その法律が規律する範囲において、イギリス法の適用は認められない。すなわち、マレーシアにおいて制定法の数が多ければ多いほど、イギリス法が適用される範囲は縮小する。私法の領域だけに限ってみても、インド、オーストラリア、ニュージーランドの制定法をモデルとした、連邦土地法典、動産売買法、契約法、会社法、消費者保護法などの制定法が数多く整備されている。

第三に、現地の諸事情に適合するイギリス法のみが適用される。マレーシアは、マレー系、中国系、インド系、その他少数民族で構成される他民族国家であり、それぞれの民族が異なる言語と宗教をもつ。マレー系はマレー語とイスラム教を、中国系は中国語と仏教を、インド系はタミル語とヒンズー教を、少数民族もそれぞれに固有の言語と宗教を、それぞれ使用し、信仰する。そして、各民族の慣習法が法源の一つとされており、また、国教をイスラム教とし、イスラム法も法源の一つとされている。土地

法、家族法、刑法などの領域では、慣習法やイスラム法に基づく独自の法形成がなされているが、民法法によれば、これらの慣習法やイスラム法と、イギリス法とが抵触する場合には、前者が優先する。

四、イギリス法からイスラム法へ

以上のように、マレーシアにおけるイギリス法の適用は、実際には、かなり制限的なものである。民法法によれば、マレーシア固有の判例法、制定法、慣習法などがイギリス法に優先するわけである。それでもなお、首席裁判官が民法法の廃止を訴えたのには、いかなる意図があったのであるのか。

首席裁判官が先の発言したのは、*“Ahmad Ibrahim: Thoughts and Knowledge Contribution”* というセミナーの場においてであった。この故Ahmad教授は、イギリス法の適用を明示する民法法を廃止し、代わってイスラム法をマレーシア法の基礎に据えるべきであることを主張してきた代表論者である。同裁判官は、その彼の業績を讃えるセミナーの場で、前述のように民法法の廃止を主張したのだが、続けて、「私の意見では、Ahmad教授の示す方向性は、いかにそれが修正されるかは別として、保持されるべきである。確かなことは、彼の努力は、イスラム法をその最も適した地位に置くという明確な目標であるということだ。」と述べている。

以上のように、同裁判官の発言には、「イギリス法の放棄」に加えて、「イスラム法への転

換」という意図もある。これを裏づけるように、首相府の閣僚であるAbdul Haniff博士は、首席裁判官の提案を賞賛しつつ、「全州に統一的なイスラム法を導入することになり、国家におけるイスラム法のさらなる発展に寄与するであろう」、「我々はすでに、家族法、行政法および刑法に関する連邦直轄地を加えた、一四の全州において統一的なイスラム法を有する段階に入っている」とのコメントを寄せた。もっとも、同博士は、「イスラム法の発展に関するさらなる提案があるならば、非常に歓迎すべきであるが、それは段階的に実施されるべきである」と慎重な見方も示している（*THE STAR, August 24, 2007*）。

五、マレーシア法の行方

首席裁判官の発言に対しては、否定的なコメントも寄せられている。バリスタ評議会の議長Ambiga Sreenivasanは、「マレーシアの裁判官らがイギリス法の諸原則を受容するや、それらはマレーシアのコモン・ローの一部となり、そして、マレーシア法はそのような方法で発展してきた」とコメントを出し、「優れたマレーシアの裁判官らによって入念に構築されたマレーシアの判例法の集大成は一体どうなるのか。それは一夜にして放棄されてしまうのか。」と問うた（*THE STAR, August 23, 2007*）。

また、サバ州法律協会の会長John Sikeyunは、「マレーシアの裁判所が依拠するイギリスのコモン・ローは、とりわけ、商業問題におい

て、および、海運や国内取引といった様々な諸問題を取扱う外国人投資家にとって、重要なものである」とし、「イギリスのコモン・ローにおける諸原則は一般的または普遍的に適用されるものであり、そして、それを廃止すること、または、我々の独自のコモン・ローにのみ依拠することは、事実上、他の世界から隔離されるという結果になるであろう」と述べた（*THE STAR, August 30, 2007*）。

これらのコメントにみるように、イギリス法を放棄することのマイナス面も考慮に入れる必要がある。これまで形成されてきた判例法を放棄することは、紛争解決のための指針を失うことを意味し、混乱を招くことは避けられない。また、マレーシアは、イギリス法を継受した他のコモンウェルス諸国（インド、オーストラリア、ニュージーランド等）の法制度と多くの点で共通または類似しており、とりわけ取引法を統一化させていこうとする国際的な趨勢の中では、現状を維持するのが望ましいともいえる。今後、マレーシアが、約一二億人を占めるイスラム社会の法と歩調を合わせていくのか、それとも、コモンウェルス諸国を中心として、グローバルな影響力をもつイギリス法と歩調を合わせていくのか、その動向を注意深く見守りたい。（きはらひろゆき・法学部准教授）

〔付記〕民法法の詳細につき、拙稿「マレーシアにおけるイギリス法の継受」一九五六年（一九七二年改正）『民法法』の検討を中心に、「亜細亜法学四」巻一七七頁（二〇〇六）を参照されたい。

最近の中印関係と中印国境問題

水野 光 朗

1、中印関係の現状と国境問題

近年、中国 インド関係の緊密化が顕著である。中国側の統計によれば、両国間の貿易総額は、2007年1月～11月で、前年比54%増の342億ドルに達し、2010年までに400億ドルに達する見込みである。こうした中でインドのマンモールハン・シン首相が2008年1月13日から15日にかけて中国を公式訪問し、胡錦濤国家主席や温家宝首相らと会談した。会談では、両国間の政治的信頼関係を確認した他、経済、エネルギー協力の強化、国境画定問題、ペーナズイル・ブットーパキスタン元首相暗殺(2007年12月)で政治的混乱が続くパキスタン情勢などについて話し合いが持たれた。

さらに、高い経済成長により中国は温室効果ガスの排出量で世界第二位、インドは世界第五位となっており、先進国から対策が求められる(註1)。

安全保障・軍事面では、2007年12月25日から5日間の日程で、『Hand-in-Hand』と称する中印陸軍合同軍事演習が、雲南省で実施された。この合同軍事演習は、2006年に両国間で調印された防衛分野における相互協力協定に基づくもので、テロ対策をその目的としている。

インドは、ナガランドやアッサムといった北東部でのテロに対処する必要に迫られており、他方、中国は、中国からの暴力的な分離独立運動(a violent separatist movement)が展開されている新疆ウイグル自治区においてテロ対策が求められていた(註2)。

このように、中印両国は、政治、経済、環境、そして軍事を中心として関係強化を図っている。しかしながら、両国間には国境問題が存在しており、1962年には武力衝突も発生している。2007年1年間だけで、両国政府代表による国境画定交渉は、合計3度におよんでいるが、依然として問題解決の糸口さえ見出しえていない。

そこで、以下、現在の中印関係において最大の懸案事項となっている国境問題について検討し、今後を展望したい。

2、国境問題の三区分

中印国境問題といっても、国境全線にわたって紛争が生じているわけではない。係争地を大別すると、インドのジャンム・カシミール州北部のラダク地方のアクサイ・チンが新疆ウイグル自治区と接する区間(西部区間)、ウッタール・プラデーシュ州からネパールを経てブータンに

いたる区間(中部区間)、そしてアルナーチャル・プラデーシュ州とチベット自治区が接する区間(東部区間)に区分することができる。1950年代後半に国境問題が顕在化して以来、両国はこの三区分に分けて国境問題を議論しており、本稿でもこの三区間ごとに検討を行う。ただし、中部区間については、係争地域が飛び地となっており、1962年の武力衝突においても武力衝突は起きなかった。したがって、本稿では、中部区間についての考察は行わない。

3、西部区間

西部区間の国境問題とは、ジャンム・カシミール州北西部のアクサイ・チンの帰属問題である。インドは、アクサイ・チンは自国の領土であるとして、その北方と中国が接する線が中印国境であると主張した。他方中国は、アクサイ・チンが自国の領土を構成すると主張し、アクサイ・チンの南方とインドが接する線が中印国境であると主張した。

すなわち、この区間の国境問題は、アクサイ・チンがインドに帰属するか、それとも中国に帰属するかという領土帰属の問題である。そして、18世紀から19世紀にかけて中央アジアを舞台として展開されたイギリスとロシア(帝政ロシア)との勢力拡張・相互角逐競争において、イギリスは、アクサイ・チンを含む中央アジアで科学的調査(主として地理学的調査)を実施した。国際法上、イギリスの承継国であるインドは、この科学的調査の実施を権原として、同地域はインドの領土であると主張した。他方、中国は、同地域に人は定住していないから、無主地であるとしながらも、「伝統的に

中国の一部を構成してきた」と主張した。まず、インドの主張を検討すると、科学的調査隊の派遣そのものをもって領土主権の権原たり得ないことは、パルマス島事件判決（1928年）の判示するところである。政府による継続的な実効的支配の現実の行使がなければ、領土主権の権原にはならない。したがって、インドの主張は、国際法上正当なものであるとはいえない。

次に中国の主張であるが、確かに同地域は荒地であつて人の居住に適しておらず、無人地帯である。しかしながら、「伝統的に中国の一部を構成する」であるとするならば、いかなる「伝統」であるのかを明示しなければならぬ。中国は一貫して「伝統」の具体的内容を明示しておらず、中国の主張も根拠に乏しいといわざるを得ない。

1955年、中国は新疆とチベットとを結び道路（アクサイ・チン公路）を建設した。この道路がアクサイ・チンを通過したことから、インドが中国のこの行為を国際違法行為であると非難した。これが西部区間における国境問題の発端となった。インドの抗議は、道路が開通した後になされており、中国はインドの抗議を受けることなく道路を建設している。政府による道路建設は、継続的な実効的支配の行使である。それゆえ、アクサイ・チン公路が通過している領域は、中国の領土であるとみなすことができる。しかしながら、中国の主張する国境は、同公路よりも南に位置する。それゆえに、中国の主張は、自国領土を過大に拡大していると考えることができよう。とはいえ、インドの主張も、外交文書による非難にとどまり、たと

えば行政官を駐在させるとか、軍を自国が主張する領域に展開させるといったことはなかった。

4、東部区間

東部区間の国境問題とは、シムラ条約（1914年）附属地図で示されたマクマホン・ラインは正当な中印国境であるかどつかという問題、換言すれば、条約の正当性をめぐる問題である。同条約に正式署名（signature）したのは、イギリスとチベットのみであった。中国は略式署名（*nomina*）するにとどまり、正式署名をしなかった。インドは、同条約に基づくマクマホン・ラインを正当な中印国境であると主張した。他方、中国は、同ラインは不法なものであつて、正当な国境ではないと主張した。インドの主張は、イギリスが条約当事国であることを権原としていた。他方中国の主張は、チベットは歴史的に常に中国の一部を構成しており、対外条約を締結することはできないから、同条約を正当なものとして認めることはできないという論理に立脚していた。そして、1951年にチベットに人民解放軍を進駐させてチベットを「平和的に解放」した中国にとつて、チベットに対外条約締結権を付与することを前提とするシムラ条約を、合法的なものとして受容することは、不可能であった。他方、インドはイギリスの承継国である以上、同条約の合法性を否定することはできなかった。

5、小括：国境問題のゆくえ

上述した背景のもとで、1959年3月にチ

ベットで反乱が発生し、ダライ・ラマ14世がインドに亡命すると、シムラ条約の合法性をめぐって中印間で対立が生じた。当時、ダライ・ラマは、同条約に中国とは別にチベット政府全権が正式署名したことを権原として、チベットは中国とは別の国際法主体であると主張したことも、この対立に拍車をかけた。西部区間で両国は、アクサイ・チンの無主地領域に軍を派遣した（前進政策）。そして、1962年10月に武力衝突にいたるのである。武力衝突それ自体は、一ヶ月で終結したものの、国境問題は解決されることなく、今日に至っている。

1988年12月にインドのラジーブ・ガーンデー首相が中国を訪問して以来、国境画定交渉が続けられてきた。しかしながら、インドはイギリスの承継国であることを権原としてマクマホン・ライン有効論を唱え、中国は、チベットに對外条約締結権がないことを権原として同条約の合法性を否定し続けている。

このように考えると、両国の主張には両国なりの根拠があり、国境問題、とりわけマクマホン・ラインの問題での主張の隔たりをうめることはきわめて難しい。したがって、両国は今後も国境問題を棚上げにしつつ、関係強化を図るものと思われる。

（註1）『中日新聞 名古屋本社版 朝刊』、2008年1月14日
（註2）『Sino-Indian Military Exercise Focuses on Terror Threat』, in *The Statesman*, December 26, 2007. 新疆ウイグル自治区における分離主義運動については、ウイグル族による民族自決権の行使であるとも考えられ、一概に「テロリズム」であると規定することは慎重さが求められる。

「国際中堅企業」の登場 (17)

海外直接投資と本社機能の転換

（株）タカモリ

西澤正樹

金属プレス部品加工と、その道具となるプレス金型の設計・製作で一定の国内市場展開を果たした地方の中小企業が、主要顧客の東アジアへの生産シフトに反応し海外直接投資に踏み出した。その後、10数年間の国際経営は当社を「国際中堅企業」と成長させ、日本本事業所の「技術高度化センター」への転換を促している。中小企業の海外直接投資が生み出した企業内ダイナミズムの事例を紹介する。

シンガポールとインドネシアへの進出

1959年創業の当社はOA機器、家電製品などに用いる小型モーターの金属プレス精密金型の設計、製作および精密プレス部品の試作、多品種少量生産を手がけてきた。モーター鉄心類の打ち抜き、自動積層および特殊積層、精密絞り加工、精密打ち曲げ加工などモーター関連の金属プレス加工については一頭地抜き出た位置を確保している。

日本電産サンキョー、シナノケンシ、マブチモーター、日本電産、セイコーエプソン、オム

ロン飯田などとの取引が深く、こうした発注企業は早くから生産拠点を東アジアへ進出させている。当社も顧客のアッセンブリー工場の海外進出に反応して、はじめての海外直接投資に踏み込んでいく。

93年、シンガポールに進出し、94年に「TAKAMORI INDONESIA」をインドネシア・バタム島に設立した。バタム島には松下電器産業、ソニー、サンヨー、日本電産などの大規模アッセンブリー工場が展開しており、バタム事業所からはHDD、DVD、CD ROM用モーター、ステッピングモーターなどの金属プレス部品を供給している。

東南アジアや中国に進出した日系メーカーのアッセンブリー工場が拡大、増産するのに対応してバタム事業所の生産能力も拡大してきた。米国での同時多発テロの影響で、一時、生産量はダウンしたものの、プレス金型製作、プレス加工に加え、新たな加工技術を導入した部品供給態勢を整えたこと、当社の中国事業所の生産が拡大したことにより、比較的順調に成長することができた。

新たな加工技術とは粉体絶縁塗装による部品の薄膜コーティング処理であり、モーターの油膜流体軸受けなどの受注を得て生産を伸ばしている。

香港と東莞市への進出

97年のアジア通貨危機以降、バタム島はじめASEAN地域の顧客は中国（特に華南地域）への二次直接投資を加速し、東アジアにおける安定生産態勢の構築に向かった。当社は香港法人を設立し、バタム事業所で生産した部品を香港経由で華南地域の顧客に納めることとした。さらに、01年には委託加工方式にて東莞市に進出。SARS問題で一時停滞したものの最新の高速プレス機を導入し、ミドルクラスの金型を日本から支給して03年より転換制度を活用した現地生産を開始した。

華南地域には優秀な日系はじめ外資系金型メーカーが進出しているので、進出当初は日本本社で設計した金型図面を支給し、現地で金型発注・製作・調達をしていた。05年に独資企業「東莞高歩高森五金制品厂」へ転換を図り自社工場を建設してミドルクラスの金型を自社で設計・製作している。

今後さらに中国国内市場に深く参入するためには、人材や市場の発達している上海圏への拠点配置、もしくは中国からの輸出を拡大するには24時間操業の部品加工業の集積が形成されている華南地域の拠点強化が重要であると考えている。

本社事業所の機能再構築

インドネシアおよび中国の生産事業所の担うべき機能と今後の展開課題は明確である。当社は15年前にASEANに直接投資を行い、さらに中国・東莞への二次展開を図ってきた。 Batam事業所は400名規模に拡大し、インドネシア人の技術スタッフや経営スタッフが育っている。そうした人材が活躍し中国・東莞事業所の立ち上げに活躍した。「世界の工場」として量的な成長がめざましい中国・華南地域においては、汎用的な普及品のみならずミドルクラスの技術を要する加工部品の現地生産、現地調達が求められている。中国地元の中小加工業の技術・技能の向上は著しい。進出した外資企業の優位性の範囲は狭まりつつあり、熟練技能者や技術人材の養成が企業の競争力を左右する要因となっている。当社の2カ所の海外生産事業所でも「人材の高度化」が重要な取り組み課題となっているのである。

海外生産事業所の課題が明確になるとともに、従業者数60数名の日本本社事業所の機能再構築が重要な経営課題となっている。本社事業所では、プレス金型技術の開発・製造拠点として能力強化を図り、高水準の技術と品質を追求していくとしている。すなわち、本社事業所を「技術高度化センター」としていくことである。Batamと東莞の2事業所の主力事業を海外顧客への部品供給とし、1000分の2〜3ミリ精度の抜き、曲げの入った2〜3ステージの順送金型を扱っていく。対して、本社事業所で

は、金型精度、加工精度が1000分の5水準、ステージが10程度のハイクラスの順送金型を扱うというものである。顧客の発注姿勢は、現地の技術責任者が金型の技術レベルを見極め、現地企業に発注・調達する金型と、日本の金型メーカーに発注・調達する金型を振り分けている。そうした金型発注姿勢に対応するためには、成長する中国、台湾、韓国などの現地金型メーカー以上に、日本事業所における金型製作技術の革新と製作スピードアップに挑戦し優位性を確保していかなくてはならない。こうした認識のもとで本社事業所の「技術高度化センター」への転換を図ろうとしている。

海外直接投資の評価

代表者の筒井氏は「当時、思い切って東アジア市場に飛び込んでいなければ、現在の当社は無かった」と語る。「海外直接投資と現地での10数年間の事業経験を蓄積してきたことで企業グループ全体の経営戦略の見通しが立ち、今後の事業経営の「腹固め」ができた」とも語る。

海外直接投資を行った当初は「海外事業所の利益は圧縮してなるべく日本に持ち帰る」「日本事業所は商社的な機能に特化していく」「海外事業所からはいつでも引き揚げられるようにしておく」なども考えていた。

しかし、米国での同時多発テロの結果、米国市場への輸出に過度に依存する海外事業や日本事業所の商社化などでは持続的な成長は期待できないと気付く。現在の米国経済のサブ・プライムローンによる信用不安、中国経済の膨張に

ともなう市場機会の拡大をみれば10数年前の経営判断は間違いではなかったように思う。

そこで、海外事業所は現地の企業として業績を伸ばし、現地に再投資し現地化を進め、進出先で独自に成長できる企業にしていく。本社への利益送金はロイヤルティ支払いとしていく。日本事業所は再編し、モノづくり機能を高度化することによって独自の存在として利益を出す企業体にしていくこととした。

当社が国際経営戦略を明確に指し示すことができるのは、思い切って海外直接投資に踏み込み、これまで国際市場の「現場」で事業経験を蓄積してきた結果である。特に、東アジアの工業化と地域経済発展の中に日本事業所の経営を位置付け、タカモリグループの国際経営戦略を明確にできたことが重要である。

国際中堅企業に到達した当社の海外事業所と本社「技術高度化センター」では、今後10年の企業経営でどのような挑戦をしていくのか。次の3つの挑戦があると考えている。

「匠型」……日本や当該企業でなくてはできない技術、部品、製品の追求
「開発型」……常に新しい技術、製品の開発に
挑戦

「海外型」……自社グループの優位性を海外市場において発揮

当社は「海外型」でいくことを主軸にし、日本本社の「匠型」への転換に挑戦しようとしているのである。そこでは「人材の高度化」が不可欠であることはいうまでもない。

(に)しざわまさき・アジア研究所准教授)

マレーシア金融経済のイスラム化

三木敏夫

メツカを示すナビが自動車につけられたように、近年のマレーシアにおけるイスラム化の動きには、目を見張るものがある。ASEANの先進国であるマレーシアやタイの物質的な豊かさをあらかず工業化と、その経済発展に研究の目が奪われてしまつのはしかたないが、その豊かさを支える文化的、宗教的、精神的活動も合わせて研究することにより、東アジア経済の実像が明白になる視点を見過ごしがちであった。

マレーシア経済の発展を支えたのは、外資主導型輸出志向工業化であったことには異論を挟む余地は少ない。同時に経済発展のエネルギーはブミプトラ政策（拙著『ASEAN先進経済論序説』現代図書参照）に支えられたマレーシア社会のイスラム化である。特に、1980年代初め政権の座についたマハティール前首相は、マレー人の支持と求心力を集めるために、ブミプトラ政策を積極的に進め、マレーシア式開発独裁を開始して以来、マレーシアのイスラム化とブミプトラ政策は二人三脚となった。2000年以来、国際的に急速に進むイスラム金融の発展は、マレーシアを中東諸国のイスラム諸国以上にそのインフラ整備が進んでいる。

進むイスラム金融制度の整備

イスラム金融の現代的発展は、1975年設立のドバイイスラム銀行に始まるとされている。この意味で、イスラム金融は新しい金融システムである。このシステムの基本はハラム（禁じる）にあり、具体的に盛利（ハリバー）の禁止、不確実なもの（ガラル）の禁止、投機（マイシール）の禁止にある。

マレーシアでイスラム金融が最初にあらわれたのは、1963年イスラムの5行（信仰の告白、メツカ巡礼、断食、喜捨、礼拝）の一つであるメツカ巡礼のための貯蓄銀行、イスラム巡礼基金（タブンハッジ）であるとされる。ドバイイスラム銀行より10年前後早くイスラム金融が芽生えた。1970年代に、サウジアラビアでイスラム開発銀行が設立されたが、同開発銀行はクルアーンの教えに沿った金融機関ではなかった。むしろ、原油価格高騰によるオイルダラーの活用を目的とするものであった。イスラムに従順であるとされる中東諸国ではなく、パキスタンやマレーシアでイスラム銀行の萌芽があったことは、現状のマレーシアを基軸に広がる

イスラム金融を理解する上で役立つ。

マレーシアでイスラム金融が発展する契機となったのは、マハティールが首相になった数年後の1983年にイスラム金融法が制定され、マレーシアイスラム銀行（BIMB）が設立されたことである。その後、イスラム金融サービスは1993年にさらに拡大され、一般金融機関によるイスラム窓口（口座）が開設され、非ムスレムにもイスラム金融機関が利用できるようになった。また、1994年にイスラム銀行間通貨市場（EIBMM）が整備されるとともに、1996年透明性を確保するためにイスラム銀行の財務公開が開始された。アジア通貨危機後の金融機関再編成の過程で、1999年第二番目のイスラム銀行としてバンクムラマラマレーシア（BMM）が、ブミプトラ銀行と商業銀行（BOCB）の合併によるスピントフにより設立された。この結果、現在イスラム金融法の下、マレーシアのイスラム銀行は11行あり、また、SPM（マレーシアイスラム計画）のもと8行がイスラム金融サービスに従事している。

マレーシア政府債の起債

マレーシア政府は、イスラム金融市場を育成するため1983年に政府投資法（GIA）による政府イスラム債（GII）を発行し、無利子で起債を行い、政府主導によりイスラム金融市場の整備が進められている。

GIIは金融機関などで購入され、政府が国益にかなった開発プロジェクトを実施するために使われる。政府はGIIの満期に、資金提供

者に投資資金（原資）を返却し、原資に見合った報酬（リターン）を政府の裁量のもとで支払われる。すなわち利益分配（PS）を基にしたムダーハバ形態によるイスラム債（スクーク）であり、2001年再びGIEIが起債され、イスラム金融市場発展の原動力となっている。2001年には政府が競争的購入価格を提示し、これへの参加金融機関がGIEIを購入すると、政府は名目価格に等しい価格で、GIEI購入した金融機関から買い戻す。その決済はGIEIの満期ないし特定約定日に行われる。この売買価格の差額がGIEI購入者の利潤をあらわし、購入価格は政府により保証される。

GIEIにみるようにマレーシアのイスラム金融とりわけスクークの発展は、政府によるサポートによるところが大きいことに大きな特徴がある。多様な所有形態を認めるイスラム経済におけるイスラム金融は、常に、政府による支援を前提として成り立っている。

2001年にマレーシア政府は「金融部門マスタートプラン」を発表し、その第5章（イスラム銀行・保険）において、2010年までに銀行部門のイスラム金融資産を、全金融資産の20%とすると明記した。また、証券委員会（SII）による「資本市場マスタートプラン」における六つの基本戦略の一つとして、マレーシアを国際的なイスラム資本市場センターに育てると謳っている。この線に沿って、中東のバーレーンとともに、マレーシアをアジアのまた国際的なイスラム金融市場に押し上げる努力を行っている。この努力は2006年のイスラム金融セ

クター構想となった。2003年バンクネガラは、「イスラム金融の自由化」構想を発表し、外国銀行へのイスラム銀行ライセンス発給（当時の発表では3行まで）を明らかにした。現在、クウェートのファイナンスハウス、サウジアラビアのアルラジグループ、アジアンファイナンス銀行（カタール）の3行が外資系イスラム金融銀行としてサービスを行っている。

イスラム金融機関の発展は、「マレーシアらしく」閉鎖的ではなく、外資にも100%開放しているとともに、一般銀行にもイスラム窓口と普通窓口を設けることを許可し、利用者の利便性を高め、排他的でないところに大きな特徴がある。また、イスラム窓口の大半の利用者が非ムスレム（中国人）である。

イスラム金融発展の背景を探る

バーレーンなどの中東諸国以上にマレーシアでイスラム金融が発展している要因として次の三点が指摘できる。第一に、1960年代初めにタブンハッジが設立されたように、マレー人ムスレムの宗教心の熱さが、世俗（一般）銀行がとる利子に対する嫌悪感と敬遠が指摘できる。倫理を欠いたマネーゲームが原則である資本主義経済の持つ拝金主義への批判とも取れる。第二に、1980年のイランイスラム革命に代表されるように、国際的なイスラム帰還現象が指摘できる。マレーシアでは同革命後、スカーフ（トドン）をかぶる女性が増加した。マレー人女性の伝統衣装への回帰は、イスラムとマレー文化の主張でもある。第三に、マハ

ティール前首相の下、マレーシア式開発独裁を推し進める際、マレー人の求心力と支持を集めるため、プミプトラとイスラムが利用されたことである。1980年代、モスクの建設が積極的に行われ、マレー文化「イスラム化の図式」が形成され、マレーシア社会の前面にイスラムが現れこととなり、これがプミプトラ政策を支えることとなった。また、更迭されたアンワール前副首相はイスラム青年同盟議長であった。

イスラム化とプミプトラ政策

マレーシアのイスラム化が進展する中で、特筆することは、プミプトラ政策とイスラム化が密接な関係を有していることである。ASEANの先進国としてもう少しで先進国入りに手が届くための大きな障害は、プミプトラ政策である。同政策は1990年代に入り、各分野において弾力的な運営が行われているが、プミプトラ資本所有比率30%原則は、一時棚上げされたが、その後、現在に至るまで、同政策のシンボルとして掲げられ、廃止される兆候はみられない。マレーシアにとって、民族融和を掲げ「国らしく」するためには、いつ、どの段階で、同政策を「安楽死」させるかにある。しかし、マレーシア政府の意図に反して、マレー人の中には、プミプトラとしての既得権を暗黙裡のうちに主張している。また、プミプトラマイノリティを解決しなければいけない。このような状況をみるにつけ、経済的には豊かになったが、プミプトラ政策を廃止し、「国らしく」するにはまだまだ時間がかかると考える。

中国・貧困化する “失地農民”

近年、中国では農地を失う農民の増加が新たな社会問題となっている。いわゆる“失地農民”は已に四、〇〇〇万人を超え、更に年二〇〇万人規模で増加しているという。

農村から都市への労働力の移動は、一般には所得水準の向上を意味するものであるが、中国の場合は“失地農民”の貧困化という現象をもたらしているようである。中国社会科学院の調査（二〇〇七年）によれば、経済発展の遅れている西南のある省では彼等の二四・八%が絶対貧困層（一人当り年収六八元以下）に転落しているという（『農民日報』08.3.10）。



農地を失った農民の貧困化には様々な要因があるが、その一つに挙げられるのが農業（農村）と非農業（都市）を峻別する戸籍制度である。都市戸籍のない農民労働者（農民工）の都市での正規の就業には困難が伴う。金融業やサービス業ではもちろん、製造業や建設業でも差別は残されたままである。

彼等は就業面ばかりでなく子供の教育や社会保障面でも不利な立場にある。現状の社会保障制度はそのほとん

どが戸籍制度と一体化しているため、農民労働者は都市住民と同様の社会保障が享受できない。一般の出稼農民でも病気（労災）や失業は大きな痛手であるが、最低生活を保障してくれるはずの農地を持たない“失地農民”にとっては致命的である。問題の解決には社会保障の根底にある戸籍制度を改める必要がある。

貧困化の第二の要因は農地収用の補償水準が低すぎることにある。「土地管理法」（一九八七年施行）では、収用された農地の収用前三年間の平均生産額が補償基準となっているが、この農産物価格を基準とした補償水準が低すぎたうえ、それが二〇年間も改められていないのである。

“失地農民”貧困化のもう一つの要因には“以租代徴”という農地の違法収用がある。それは、地方政府（村民委員会など）が農家の請負っている農地を逆租借し、転用申請をせずに開発業者に転売する実質的な農地収用行為である。転売価格交渉は農地所有権者の村と業者間で行われ、使用権者である農家には最高でも農産物補償しか行われない。河南省蘭考県の例では農家補償が一ムー当り四万七、七〇〇元で、転売価格は五〇万円であったという（『人民日報』08.1.25）。

“以租代徴”の背景にあるのは、年々厳しくなりつつある農地転用審査と地方政府の財政難であるが、このような実質的な農地の強制収用は、“失地農民”を増加させるばかりでなく、一・二億haを死守しようとする国家の基本農田政策を危くするものでもある。

（小林熙直 アジア研究所教授）

しかし、プミブトラ政策がマレー文化を基礎としたイスラムと関係しており、イスラム化の流れの中でプミブトラ政策がイスラムに埋没する可能性を持っている。マレー人の間には「イスラム国家」に向けた流れができてきた。その顕著なものが金融部門のイスラム化である。同政策を埋没させることにより、プミブトラマインリテイを特別な問題とする必要性がなくなり、一般的な経済・所得格差とする欧米諸国と同じ貧困対策や福祉政策となる。

イスラムでは私有制度を前提としながらソーシャルネットワークを拡大採用することにより、弱者救済はクルアーンの教えにかなったことである。残された問題は、マレー人、中国人、インド人の三民族間の経済格差を経済発展の過程で吸収し、いかに「国家らしく」するかにあり、その力量がマレー人に問われている。

最後にマレーシアのイスラム化は国際経済にとつて脅威とはならない。イスラム経済は多様な私有制を前提とした市場経済を是認し、金融商品の多様化を促進している。社会主義運動の中で飛び跳ねた暴力至上主義のグループと社会主義が結びつかないように、精神的活動であるイスラムとテロは異質なものであることを理解する必要があるだろう。

（みきとしお・札幌学院大学教授）

前号（129号）に、誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。

目次「アジアの窓」

誤 野副伸一 正 石川幸一